

八戸市青少年問題協議会委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市青少年問題協議会の委員を公募します。

1 目的

当協議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

2 職務

当協議会は、八戸市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

3 募集人員

当協議会の公募による委員の定数は、2人以内とする。

4 任期

任期は選任時（令和7年7月1日予定）から2年とする。

5 報酬

1回の出席につき、8,800円（税込）の報酬を支給する。

6 会議の開催

会議は、年2回程度、開催予定。

7 応募条件

原則として当市に住所を有し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 当市の他の附属機関の委員を3つ以上兼務している者
- (2) 当協議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

8 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。その際、青少年の健全育成に対する意見・提案等を400字程度の文章にまとめ、合わせて提出する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1-1 教育委員会教育指導課

TEL 43-9461 FAX 47-4997

Eメール shido@city.hachinohe.aomori.jp

9 募集期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月30日（金）まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）第69条第2項第1号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

(1) 提供の求めの方法

教育指導課において口頭により行う。

(2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

(3) 提供の方法

教育指導課において本人確認をした上で閲覧により行う。

(4) 提供できる期間

選考結果通知日から1か月間とする。なお、当期間経過後は、法第77条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当協議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

14 備考

公募以外の委員は、概ね関係行政機関の職員及び学識経験がある者等で構成する予定である。

15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

附 則

この取扱いは、令和7年3月3日から実施する。